

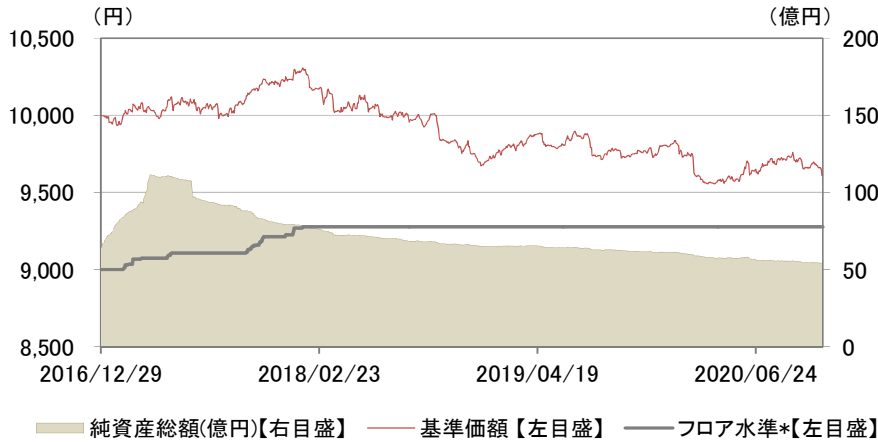
スマート・プロテクター90(限定追加型)2016-12

月次レポート

2020年  
10月30日現在

追加型投信/内外/資産複合

■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	-0.5%	-0.7%	0.2%	-1.4%	-5.7%	-3.9%

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■フロア水準\*

フロア水準(1万口当たり)	9,276円
---------------	--------

- ・フロア水準とは基準価額がこれを下回らないよう目標とする水準ですが、フロア水準の確保を保証するものではありません。
- ・基準価額がフロア水準以下となった場合には、短期金融資産による安定運用に切り替えた後、速やかに繰上償還します。
- ・信託期間を通じて、各種費用やマイナス金利の影響等により、基準価額がフロア水準を下回ることや、フロア水準を下回ったときよりも償還価額がさらに下落することがあります。

■運用資産(まもる部分・ふやす部分)の構成割合

まもる部分の投資比率	96.5%
ふやす部分の投資比率	3.5%

- ・まもる部分は、ふやす部分以外の比率であり、円建短期金融資産比率です。
- ・ふやす部分は、基準価額とフロア水準の差に相当する部分をさします。
- ・ふやす部分の実質的な投資比率はあくまで理論上の値であり、実際の値とは異なる場合があります。

■基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	9,614円
前月末比	-47円
純資産総額	54.04億円

■分配金実績(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第3期	2019/12/30	0円
第2期	2018/12/28	0円
第1期	2017/12/28	0円
—	—	—
—	—	—
—	—	—
設定来累計		0円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■資産構成

	比率
投資信託証券	98.6%
ソフォス・ケイマン・トラスト・スマート・プロテクター90ファンド	98.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
コールローン他	1.4%

- ・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

実質的な投資を行うソフォス・ケイマン・トラスト・スマート・プロテクター90ファンド【ふやす部分】の状況

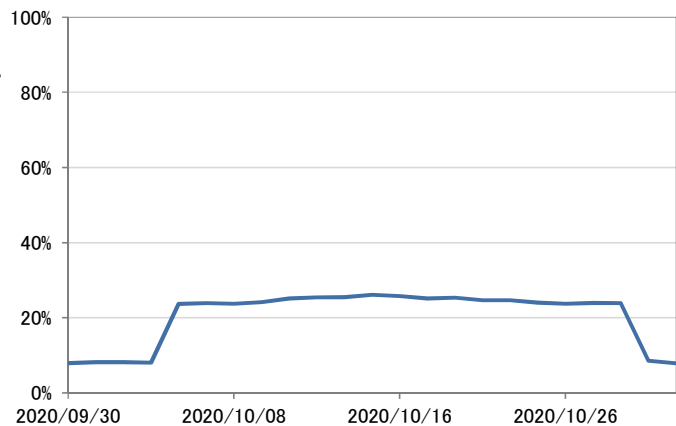
・ソフォス・ケイマン・トラスト・スマート・プロテクター90ファンドのスワップ取引を行っているモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエールシーおよび資産配分比率の提供を行っているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの資料(現地月末前営業日基準)に基づき作成したものです。

■実質的な投資比率

ふやす部分※の実質的な投資比率	7.9%
-----------------	------

※ふやす部分は、基準価額とフロア水準の差に相当する部分をさします。

■実質的な投資比率の推移(日次)(過去1ヵ月)



- ・ふやす部分の実質的な投資比率は純資産総額の最大60%程度です。
- ・ふやす部分の実質的な投資比率はあくまで理論上の値であり、実際の値とは異なる場合があります。

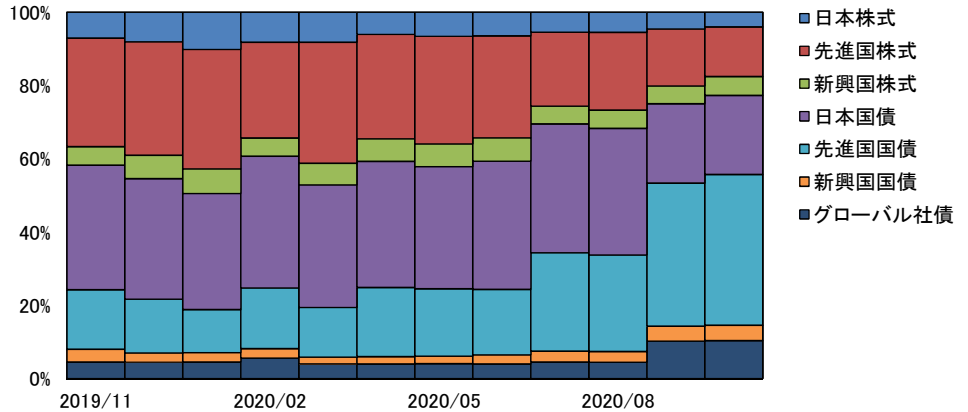
・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

追加型投信／内外／資産複合

■資産別構成比率

資産	比率
日本株式	4.0%
先進国株式	13.5%
新興国株式	5.2%
日本国債	21.6%
先進国国債	41.1%
新興国国債	4.2%
グローバル社債	10.4%



■組入通貨

通貨	比率
1 日本円	95.8%
2 米ドル	4.2%

■基本ポートフォリオの配分比率組入上位

実質的な投資対象	資産	通貨	配分比率	騰落率 (1ヵ月)
1 米国国債	先進国国債	日本円	25.9%	-1.0%
2 日本国債	日本国債	日本円	21.6%	-0.1%
3 米国株式	先進国株式	日本円	8.4%	-0.9%
4 フランス国債	先進国国債	日本円	7.1%	0.7%
5 米ドル建て投資適格社債ETF	グローバル社債	日本円	6.0%	-0.1%
6 米ドル建て新興国株式	新興国株式	日本円	5.2%	4.2%
7 ドイツ国債	先進国国債	日本円	5.1%	0.8%
8 欧州株式	先進国株式	日本円	4.6%	-7.9%
9 米ドル建てハイイールド社債ETF	グローバル社債	日本円	4.3%	0.4%
10 米ドル建て新興国債券ETF	新興国国債	米ドル	4.2%	-0.8%

- ・ふやす部分に対する実質的な投資対象に関する評価額の割合です。
- ・日本円は実質的な投資対象で外国投資信託を通じて為替変動の影響をほぼ受けたくないような投資を行っている比率であり、それ以外の通貨については、実質的な投資対象の為替変動を加味した比率となっています。
- ・ふやす部分は、外国投資信託を通じたスワップ取引により指数先物取引等に投資を行っています。
- ・騰落率は、当該通貨建ての実質的な投資対象の1ヵ月の動きを示したものであり、当ファンドへの寄与度を示したものではありません。

■運用担当者コメント

【株式】

日本を含む先進国の株式市況は、欧米での新型コロナウイルスの感染再拡大や、米国の追加経済支援策が合意に至らなかったことを受け、景気先行き懸念が再燃したことなどから下落しました。新興国の株式市況は、概ね上昇しました。こうしたなか、新興国株式については積極的な姿勢を取った一方、米国株式等についてはニュートラルな姿勢を取りました。

【債券】

日本を含む先進国の債券利回りは、まちまちな動きとなりました。米国では、大規模な追加経済支援策に対する期待から国債増発や景気回復が見込まれたことなどを背景に上昇しました。欧州では、新型コロナウイルスの感染再拡大への懸念を受け、安全資産としての債券の需要が高まったことなどから低下しました。国内の債券利回りは、もみ合う展開となりました。新興国の債券利回りは、月間では小動きとなりました。こうしたなか、新興国国債については積極的な姿勢を取った一方、米国国債等についてはニュートラルな姿勢を取りました。

【通貨】

為替市場では、欧米での新型コロナウイルスの感染再拡大への懸念や米大統領選を巡る不透明感などから、米ドル、ユーロともに円に対して下落しました。

【運用状況】

当ファンドの運用については、先進国株式の下落などがマイナスに影響し、基準価額は下落しました。なお、リスク指標が下落予想を示唆したことから、月の上旬および月末に実質的な投資比率を一時的に下げました。

・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーの資料に基づき作成しています。

・市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。

# スマート・プロテクター90 (限定追加型)2016-12

追加型投信／内外／資産複合

## ファンドの目的・特色

### ■ファンドの目的

短期金融資産(預金含む)および日本を含む世界各国の株式・債券等を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

### ■ファンドの特色

**特色1 短期金融資産(預金含む)および日本を含む世界各国の株式・債券等を実質的な主要投資対象とします。**

・円建ての外国投資信託である「ソフォス・ケイマン・トラスト・スマート・プロテクター90ファンド」(以下「投資先ファンド」ということがあります。)の投資信託証券への投資を通じて、円建ての短期金融資産へ90%程度の投資を行うほか、スワップ取引により、株式・債券等を実質的な投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

※スワップ取引はモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーとの間で行われます。

・実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

**特色2 スワップ取引を通じて株式・債券等への実質的な資産配分比率および投資比率を調整し、基準価額\*1の下落を「フロア水準\*2」までに抑えることをめざして運用します。**

\*1 基準価額は1万円当たりです。支払済みの分配金累計額は加算しません。

\*2 フロア水準とは基準価額がこれを下回らないよう目標とする水準です。

・設定当初のフロア水準は9,000円とし、その後は設定来の基準価額の最高値から90%の水準(円未満四捨五入)とします。  
 ・フロア水準は基準価額が最高値を更新することに上昇し、その後基準価額が下落しても下がりにません。

- ・基準価額がフロア水準以下となった場合には、短期金融資産による安定運用に切り替えた後、速やかに繰上償還します。
- ・信託期間を通じて、各種費用やマイナス金利の影響等により、基準価額がフロア水準を下回ることや、フロア水準を下回ったときよりも償還価額がさらに下落することがあります。
- ・投資先ファンドにおけるスワップ取引を通じて、基準価額とフロア水準の差に相当する部分(以下、「スワップ取引部分」ということがあります。)を、株式・債券等へ実質的に投資します。
- ・株式・債券等への実質的な投資に当たっては、以下の運用戦略を活用します。
  - ・運用戦略\*3の基本ポートフォリオは、モルガン・スタンレー・インベストメント・リミテッドが提供する資産配分比率に基づき、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが資産配分\*4を定めます。また、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが同戦略の当該基本ポートフォリオに対する実質的な投資比率を設定します。
- \*3 「スマート・プロテクター90戦略」といいます。
- \*4 資産配分の調整は、原則として月次で行いますが、投資先ファンドにおける基準価額の変動幅の許容目処があらかじめ定められた範囲を超えて乖離した場合や投資対象資産に対する投資環境見直しに変更があった場合等にも行われます。
- ・当該スワップ取引は、株式・債券等への投資成果が良好である場合、プラスの収益獲得となります。一方、株式・債券等への投資成果が悪化して損失が当該スワップ取引における投資元本に達した場合、スワップ取引が終了するため、損失は投資元本に限定されます。
- ※当該スワップ取引は、投資先ファンドとモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーとの間で、実質的に投資する株式・債券等の投資成果を反映する取引です。
- ※投資先ファンドは、スワップ取引の相手方の信用リスクに対して資産保全を図るため、スワップ取引の取引価値に見合う担保を相手方から取得します。
- ※当該スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。
- ・スワップ取引は、投資元本より大きな金額で運用できるしくみを持っており、実質的な投資比率(スワップ取引での実質的な投資金額)は以下のとおり決定されます。

$$\frac{\text{スワップ取引部分}}{\text{基準価額}} \times \text{最大6倍程度}^{*5} = \text{実質的な投資比率(純資産総額に対して最大60\%)}$$

\*5 投資先ファンドの基準価額の変動幅の許容目処を年率上限4%として、日々調整されます。

また、倍率は1を下回ることがありますがマイナスとはなりません。

・株式および債券各市場に対する短期的な見直しに関する判定指標が各市場の下落予想を示唆する場合、株式・債券等への実質的な投資比率が引き下げられます\*6。

\*6 投資先ファンドの基準価額の変動幅の許容目処を年率上限1%として、日々調整されます。

・スワップ取引部分が小さくなるほど、実質的な投資金額も小さくなるため、基準価額の一層の下落が抑制されることが見込まれます。一方で市場の価格上昇の恩恵を享受できない場合があります。

## スマート・プロテクター90（限定追加型）2016-12

追加型投信／内外／資産複合

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドのしくみ

・ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

<投資対象ファンド>

ソフォス・ケイマン・トラスト・スマート・プロテクター90ファンド(円建て)

マネー・マーケット・マザーファンド

#### 特色3 信託期間が5年の限定追加型の投資信託です。

・当ファンドの信託期間は2016年12月29日から2021年12月28日までです。

・当ファンドは、ご購入のお申込みを2017年3月31日まで限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。

#### 特色4 原則として毎年12月28日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## スマート・プロテクター90 (限定追加型) 2016-12

追加型投信／内外／資産複合

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	<p>主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。</li> <li>・債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。</li> </ul> <p>【指数先物に関するリスク】 指数先物は投資対象資産の変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。</p>
為替変動 リスク	<p>主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、外貨建資産への投資を行いますので、為替変動の影響を受ける場合があります。投資対象の通貨が円に対して強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。</p> <p>一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。</p>
信用 リスク	<p>有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(債券の場合は利回りが上昇)すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。</p> <p>【モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーとのスワップ取引に関するリスク】 主要投資対象とする投資信託証券が行うスワップ取引はモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが取引先となりますが、取引先の倒産等によりスワップ契約が不履行になるリスクがあります。その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。</p>
流動性 リスク	<p>有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。</p>
カントリー・ リスク	<p>ファンドは、新興国の有価証券等を実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。</p>

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

# スマート・プロテクター90（限定追加型）2016-12

## 追加型投信／内外／資産複合

### 投資リスク

#### ■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

#### 【フロア水準に関する留意点】

- ・ファンドは金融市場の下落時に基準価額の下落をフロア水準までに抑えることをめざして運用を行いますが、損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。フロア水準とはあくまでも目標とする水準であり、基準価額が当該水準以下とならないことを委託会社が保証するものではありません。
- ・各種費用やマイナス金利の影響等により、基準価額がフロア水準を下回ることがあります。
- ・基準価額とフロア水準の差が小さくなるほど、実質的な投資金額も小さくなるため、基準価額の一層の下落が抑制されることが見込まれます。一方で市場の価格上昇の恩恵を享受できない場合があります。
- ・継続申込期間中にご購入いただいた場合、フロア水準はご購入価額の90%の水準になるとは限りません。

#### 【ファンドの繰上償還に関する留意点】

- ・ファンドの基準価額がフロア水準以下となった場合には、短期金融資産による安定運用に切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。その場合、各種費用やマイナス金利の影響等により、基準価額がフロア水準を下回ったときよりも償還価額がさらに下落することがあります。
- ・基準価額がフロア水準以下に下落してから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。また、満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行わない場合があります。
- ・継続申込期間中にファンドの基準価額がフロア水準以下となった場合には、速やかに購入のお申込みの受付を中止します。

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

購入の申込期間	2016年12月29日から2017年3月31日まで ※2017年4月1日以降、購入のお申込みはできません。
購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・フランクフルト証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ダブリンの銀行、パリの銀行の休業日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得および換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。継続申込期間中にファンドの基準価額がフロア水準以下となった場合には、速やかに購入のお申込みの受付を中止します。
信託期間	2021年12月28日まで（2016年12月29日設定）
繰上償還	当ファンドの受益権の口数が、10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。また、基準価額がフロア水準以下となり、安定運用に移行した場合には繰上償還となります。
決算日	毎年12月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

# スマート・プロテクター90 (限定追加型)2016-12

## 追加型投信／内外／資産複合

### 手続・手数料等

#### ■ファンドの費用

##### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限2.16% (税抜 2.00%)** (販売会社が定めます)  
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)  
※2017年4月1日以降、購入のお申込みはできません。

信託財産留保額 ありません。

##### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

当ファンド	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.023% (税抜 年率0.930%)</b> をかけた額 ※基準価額がフロア水準以下となった場合、翌日以降の運用管理費用(信託報酬)は、日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.033% (税抜 年率0.030%)</b> をかけた額
運用管理費用 (信託報酬)	投資対象とする 投資信託証券 投資対象ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率0.30%</b> ※マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。
実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率1.323%程度 (税抜 年率1.230%程度)</b> ※基準価額がフロア水準以下となった場合、翌日以降の実質的な負担は、当ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率0.033%程度 (税抜 年率0.030%程度)</b> ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

投資先ファンドの運用には以下の項目を含む費用が別途かかり、投資成果全体から控除されます。

・スワップ取引にかかる費用

(スワップ取引での実質的な投資金額に対して)

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーへの報酬 年率0.25%

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドへの報酬 年率0.30%

損失を投資元本に限定するための費用や、取引執行手数料等も実質的な投資金額に対して別途かかります。

※上記の費用については、投資比率が変動するため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称: スマート・プロテクター90(限定追加型)2016-12

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
			○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(※)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)(※)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(※)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○